

# 第5回糸島市中小企業振興審議会 会議録

【日 時】令和3年9月27日（月）9：30～ 11：40

【場 所】糸島市役所 1号会議室

【出席者】委 員：村上会長 福島副会長 大館委員 吉田委員 小津委員 藤野委員  
丸田委員 尾崎委員 大城委員 安武委員

事務局：大神部長 松本課長 秋山課長補佐 中島係長 上田主任 甲斐主事

【欠席者】委 員：中原委員 徳重委員

【内 容】

1. 会長あいさつ

2. 議事

(1) 糸島市中小企業振興基本計画について

会長

パブコメに対する委員の意見や事務局の対応を、資料“糸島市中小企業振興基本計画（案）（以下、「修正案」という）”に赤字で反映している。

パブコメにかけた計画から大きく変更した点は、施策の実施主体を明記したことである。私は、このように実施主体を明記すると、中小企業が登場していないように見えると事務局に指摘した。施策を実施するとき、主役は中小企業であり、市民や行政、審議会はサポートする側として連携していくことに主眼があると思う。

最終的に、事務局は「主な実施主体」として、施策の担い手として想定される関係機関を明記している。ただし、中小企業が主体であるということは、大前提としている。

また、誤解を与えかねない箇所がある。修正案 23 頁“第5章計画推進に向けて”「1. 計画の進め方」について、「実施する事業を審議会で立案」との記載箇所が、審議会が企画した事業をPDCA サイクルで回していくようにイメージされる。

下段の「2. 事業検討体制」では、上段のPDCA サイクルを回すための前段階を記載している。前段階として、中小企業が、審議会が決めたテーマの中で事業を提案し、その事業案を審議会で精査、そして審議会案として立案していくこととしている。上段のPDCA サイクルには、“中小企業”が表記されていないが、実際には中小企業も参画をしているので、誤解されないような書き方をしなければならない。

修正案の13頁（基本施策1）【課題】について、「経営革新を進めるために“事業計画等を策定するための講座の開催”」と記載しているが、15頁“第4章施策の展開”では、“事業計画策定のための講座の開催”は「(2) 経営の革新1～4」ではなく「(1) 経営基盤の強化 2. 学習機会の充実」に記載されている。整合性を取ったほうが良い。

それでは、パブコメに対する委員の意見や事務局の対応について、事務局から説明をお願いします。

事務局

パブコメに対する委員の意見や事務局の対応について、事務局より説明

委員

修正案16頁“主な実施主体”について、各種施策の実施主体に「国」が入ってい

	<p>ることに違和感がある。16 頁冒頭では、主な実施主体の定義を「施策の担い手として想定される主な実施主体」としている。しかし、国は、自治体や支援機関に交付金を出すことはあっても、事業を実施することは少ない。国は施策の担い手ではないと思う。唯一、施策の担い手になりうるのは 21 頁「4. 施策 2 緊急時の資金調達の支援」だ。</p> <p>実施主体に、国を絶対に明記しないということではないが、市民から見ても施策の担い手だと納得できる機関を記載するか、または実施主体の定義を見直すか、再検討が必要。</p>
事務局	<p>現在、コロナに対する国の支援として、商工会に相談窓口を開設している。こういうケースも想定されるので、実施主体に国を記載した。ただ、中小企業者は、どこからの支援かは、わかっていないとも思う。</p>
委員	<p>お金を出してくれるのは国だから、事業者は、国が支援してくれているという認識を持っていると思う。</p>
委員	<p>国は、自治体が主体となって実施しない場合は、交付金を出さないというスタンスだから、国が施策の担い手とするのは、日本語的にもおかしい。</p>
会長	<p>修正案 16 頁“施策 2 学習機会の充実”について、市や中小企業支援団体が主体となって学習の機会を作り、中小企業が参加するという実施形式だけを想定しているわけではない。中小企業自ら、やりたい学習機会を企画し、市や中小企業支援団体がそれを応援するという形式をとりたいという思いがあった。中小企業も含め全てが実施主体になりえると思う。</p> <p>5 頁「3. 目指すべき将来像」に掲載しているイメージ図のとおり、中小企業や関係機関は全て当事者であって、中小企業振興への関わり方は、事業によって変わるので、あえて実施主体を明記することに疑問があった。しかし、事務局としては明記したいということなので、明記するのであれば、誤解を与えないようにしなければならない。</p>
委員	<p>修正案のように実施主体を明記すると、行政が主体で事業を実施してくれると思われる。主体はあくまで事業者なので、実施主体という表現を、中小企業も一緒に取り組むというニュアンスが伝わる“関連先”や“連携先”に変更するのはどうか。</p>
会長	<p>“主な実施主体”については見直す必要がある。例えば、「主な連携主体」など、中小企業を主体としたとき、関わる機関として機関名を表記していることがわからなければならない。</p> <p>また、国を実施主体とするかについて、国は交付金を出すだけでなく、実施されたか実績をチェックをしているということも踏まえ、実施主体とするかどうか判断をお願いします。</p>
事務局	<p>修正案 15 頁の冒頭「糸島市中小企業振興基本条例に掲げる～」の前に、前提条件として「中小企業者の自主的な経営努力の基」と追記するのはどうか。また、“主な実施主体”を「主な支援機関」「主な支援者」に変更するのはどうか。</p>
会長	<p>そもそも、修正案 2 頁“第 1 章計画の基本的な考え方”「1. 計画の目的」に“中</p>

小企業の振興を、中小企業の自主的な努力を基本としつつも、市や中小企業支援団体、教育機関、市民が、それぞれの立場で一丸となって取り組む”と明記している。また、4頁“第2章 中小企業振興の方向性”の基本理念に「①中小企業者自ら経営の改善及び向上に努める」、「③関係機関との相互連携と市民の協力を基本として推進する」とも明記している。一貫して、そういう方向で進めていくと謳っているので、事務局の提案の様に、計画の中で何度も方向性を記載しても良いと思う。

市が中心となって施策を実施するケースや、中小企業支援団体や金融機関に頼って施策を実施するケースもある。具体的に実施案を検討する段階にならないと、誰が主体となるかわからないのに、実施主体を決めつけるのはいかがなものか。また、主体を明記したことによって、明記されていない団体・個人が主体となれないということがないようにしたい。

委員	事務局の提案のとおり「主な支援機関」という表現は適切だと思う。
委員	中小企業振興基本条例第3条（基本理念）では、中小企業者が自助努力をするとともに、行政や関係機関の“相互連携”を基本として、中小企業振興を推進されなければならないとされている。支援ではなく、連携と記載されているので「主な支援機関」という表現に違和感がある。
委員	“支援”という表現は、中小企業者が受け身になっているイメージがする。中小企業と関係機関は対等であるということを強調するために、「連携」、「共同」、「協働」といような表現はどうか。
事務局	「主な連携・支援機関」という表現はどうか。
会長	誤解がないように、慎重に検討をお願いします。
会長	修正案13頁（基本施策2）【課題】について、「就職のための情報提供や～」とあるが、“就職”とは、正社員やパート・アルバイトなど、どこまでを対象としているのか。対象の範囲によっては、“就職”という表現方法を見直す必要がある。
事務局	副業なども想定していた。広義にとれる表現にしたい。
会長	“求職”はどうか。
事務局	“求職”に修正する。
委員	修正案13頁（基本施策2）【課題】について、「高齢者・女性・障がい者などへの“就労支援”などの支援策が必要です」とあるが、高年齢者雇用安定法では、事業主の「70歳までの雇用機会の確保」措置を講じる努力義務が法律上謳われているので、“就労支援”を“就業機会の確保”などの支援策が必要です」に修正するのはどうか。
事務局	“就業機会の確保”などの支援策が必要です」に修正する。
会長	17頁（2）経営の革新「施策3 ICTの活用」について、以前から、審議会で、ICT活用に率先して取り組むことの重要性を議論してきた。当初の計画案では、ICT活用を重視した内容であったが、現在の修正案では、他の施策と同等に扱っている。日本のICT活用の現状は、デジタルな部分と、アナログ（リアルな世界）な部分があり、その一部が重なりつつある。中国では、全てがデジタル化されており、その中にリア

ルがある。だからキャッシュレスが普及している。これから先は、デジタル化に対して中小企業がどれだけ対応できるかが、戦略的にも大事なポイントである。

ネットやキャッシュレスの普及は、中小企業が独自に取り組むのではなく、市を挙げて取り組んでいかないと普及が進まない。これからの世の中は“非接触”がキーワードになってくると思う。そうすると、キャッシュレスは、日常的に利用されるものになる。そういう視点も踏まえ、市は、情報通信技術の活動支援を、どのあたりまで考えているのかを、別途考えておいてほしい。市の考えをベースに、今後具体的な施策を検討することになると思う。

他にも、例えば、求人・就職の支援では、膨大な求人を対面で伝えるのは不可能であり、何らかのプラットフォームが必要となってくる。このとき、ICT 活用に率先して取り組んでおかないと実現できないということになる。仕組みづくりの支援、連携を進める必要があり、やはり ICT 活用をもう少し重視したほうが良い。計画の表現は、もう変更できないと思うので、ポリシーとして念頭に置いてほしい。

会長	<p>修正案では、(1) 経営基盤の強化、(2) 経営の革新、(3) 持続的な発展に係る施策の成果を、3つの成果指標「法人市民税決算」、「市内総生産額」、「経営革新計画承認事業者数」でどの程度達成できたか確認しようとしている。庁内意見照会で、成果指標としての法人市民税の適切性について指摘されていたが、適切であると思う。ただ、実際に PDCA サイクルで計画を推進していくとなると、それぞれの事業のプロセス管理としての成果指標も、別途考えなければいけない。個々のプロセス管理の成果指標が、前述の3つの成果指標とどう関連するのかを検討しておかないといけないが、計画の段階でそこまで考えるのは結構難しいと思う。ただ、今後、審議会で具体的な事業を考える際には、別途そこも検討しないと、PDCA サイクルを回せなくなる。</p>
委員	<p>商工会では、プレミアム付商品券事業を実施している。紙商品券で約3億円、電子商品券で約1億円分の商品券を販売した。加盟店舗数は、紙商品券が約800店、電子商品券が270~280店。紙と電子商品券の加盟店舗数の差は、金額の問題もあるが、事業者が面倒がっていることも起因する。コロナ禍だからキャッシュレスを普及させるという趣旨をもう少しPRすれば、加盟店舗は増えると思う。市でも、キャッシュレスやICT活用に取り組んでもらえると、より普及していきそうだ。</p> <p>商工会は合併して8年半になるが、現在会員数は1540~1550事業者であり、合併前の会員が900事業者、合併後の会員が600事業者である。新しい事業者が入ってくると、ICT活用の問題が出てくると思う。</p> <p>条例を活用していくのは並大抵でない。我々が率先して手を打つ必要がある。商工会では、既に委員会を設置し、会員に条例を周知、理解してもらえる方法を考えている。ただセミナーを開いたから、理解してもらえるとというものでもない。</p>
会長	<p>キャッシュレスは、全体で取り組まないと効果がない。私は、福岡市の屋台選定委員を務めていて、屋台全店にキャッシュレスを導入させようとしたが、市から反対され実現できなかった。キャッシュレス化を進めたかった理由は、キャッシュレスはID-POSなので、誰がいつどこで何をいくらで買ったのか分析でき、そのデータを事</p>

	<p>業活動にも活用できるからだ。このように、考え方ひとつで大きく流れが変わることがあると思う。</p> <p>市民にもデジタルに対応できていない方がたくさんいるが、これからの時代は、デジタルに対応していかないと生活し辛くなる。</p> <p>デジタル庁が設置されたので、国から率先して交付金が出てくると思う。そのときいち早く手挙げして対応できるように準備しておかなければいけない。</p>
委員	<p>キャッシュレスを導入しない事業者もいるが、キャッシュレス決済を所有していない消費者も多いので、併せて普及を進めていかないといけない。単に決済が電子化できるというだけでなく、自身の事業へデータ活用ができるという ICT 自体のメリットに言及しながらキャッシュレスを普及していくのが良い。</p>
会長	<p>修正案 13 頁（基本施策 1）【課題】と 23 頁「2. 事業検討体制」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>修正案 13 頁「3. 課題の整理」（基本施策 1）経営基盤の強化、経営の革新及び持続的な発展に関する施策に関する【課題】について、1 つ目の「経営基盤の強化のため、事業者の販売額や収益性を高める支援が必要」と記載しているが、「事業者の販売額や収益性を高める支援」は、経営革新の支援内容になるので、「経営基盤の強化のため」を削除し、「事業者の販売額や収益性を高めるため、経営の革新に向けた支援が必要です。」に修正するのはどうか。</p> <p>2 つ目の「経営の革新を進め、持続的な発展を促すため、事業計画等を策定するための講座の開催」について、「事業計画等を策定するための講座の開催」は、経営基盤の強化に関する支援なので、「経営の革新を進め」を削除し「経営基盤を強化し」に修正するのはどうか。</p>
会長	<p>この修正はあくまでも整合性をとるものである。</p>
会長	<p>今後の審議会の流れは、本会の後、計画を市長へ答申し、次回審議会からは実施案を策定、実行していく。予算はまだ付かないことも考慮し、構想する必要がある。修正案 23 頁に記載してあるように、中小企業者や市民が事業検討の場にどんどん参画してもらい、事業案を考えていくというような体制になると良いと思う。事業検討の場に出された事業案を、23 頁上段「1. 計画の進め方」に沿って進めていくことになる。「1. 計画の進め方」の冒頭に、「実施する事業を糸島市中小企業振興審議会で立案」という表現があるが、これは審議会だけで決めた事業案と誤解されてはいけない。中小企業の意見を吸い上げて事業を立案しているという表現を入れてほしい。また、23 頁上段「1. 計画の進め方」と下段「2. 事業検討体制」の整合性がとれていないので、誤解を与えかねない。再検討をお願いします。</p>
委員	<p>会長の発言のとおり、審議会だけで立案していくととられかねない。中小企業が、事業検討に主体的に参画しやすくなるような表現にしたい。</p>
会長	<p>PDCA サイクルの PLAN の横にコメントとして「実施する事業を審議会で立案」と記載している。この文言が独り歩きすることを危惧している。審議会だけが活動しなくてはならないとイメージされてしまう。</p>

事務局	PDCA サイクルの PLAN の詳細を、23 頁下段の「2. 事業検討体制」で示すという構成になっている。また、「2. 事業検討体制」の冒頭に「本計画の推進に係る事業を中小企業振興審議会で立案します」と記載し、立案までの流れの一例として、フロー図を示している。23 頁上段「1. 計画の進め方」と下段「2. 事業検討体制」が上手く繋がっていない。
会長	23 頁上段「1. 計画の進め方」だけ見る方がいると、下段「2. 事業検討体制」が矛盾しているように見える。 一般的な審議会形式では、審議会だけで議論することが多いが、当審議会はそうではないので、誤解されないようにする必要がある。
委員	事業実施までの流れは、中小企業が考えたアイデアやプランを募集し、審議会で精査し、実行に移していくということか。
会長	事業実施までの流れは、計画に明記した施策を基に審議会でテーマを決め、中小企業などから事業案を募集、応募された案を審議会で審議し、実行に移していく。実施後は、事業の結果を審議会でチェックし、改善するという PDCA サイクルを回していく。
委員	PDCA サイクルの PLAN の前に“事業案を募集する”という過程を入れると良い。
委員	23 頁“第5章 計画推進に向けて”について、中小企業が主体と言いながら、“中小企業が”という主語が記載されていない。中小企業は、計画推進のために何をすればいいかわからないと思う。また、審議会が全てやってくれるようにも受け取れるので、PDCA サイクルの“P”、“D”、“C”、“A”それぞれで、中小企業が何をするのかを明確にすると、中小企業が、自分事と認識してもらえないのではないか。
会長	23 頁上段「1. 計画の進め方」の冒頭の文章と PDCA サイクルの横のコメントを修正した方が良い。例えば、「施策の具体的な実行案を中小企業から提案を受け、審議会は～」という表現や「施策の具体的な実行案を中小企業から募集をして～」など誤解されないような表現が良い。また、“審議会で立案”という表現について、“審議会で決定”の方がいいと思う。立案だと、審議会がずっとアイデアを出しているように見える。中小企業から出てきたアイデアを審議し決定をしているとイメージされる表現にしたい。
委員	修正案 23 頁上段「1. 計画の進め方」と下段「2. 事業検討体制」を入れ替えるのはどうか。
委員	修正案 23 頁下段のフロー図について、右側に事業検討の場への参加者を記載しているが、そこに記載してある「中小企業者」を「中小企業者（主体者）」とするのはどうか。
会長	事業検討の場には、中小企業者だけでなく、市民にも参加してほしい。市民にはこれから起業する人もいるので、実施主体となりうるは中小企業者だけではない。「中小企業者（主体者）」と追記するより、「中小企業者（主な主体者）」とした方が良い。これから起業する市民も手上げ出来るような場がないといけない。また、議論の場に多様なメンバーが入ると、意見が違う者同士で意見を出しながら、さらにいい結論を

	見出していくことができる。同質の者だけが集まっても、おそらく新しいアイデアは中々出てこない。事業検討の場への参加の敷居はなるべく低くした方が良い。
副会長	<p>修正案5頁“3. 目指すべき将来像”にもあるように、中小企業のみならず、様々な関係者が事業案を出すことで、みんなが主体となる理想的な街づくりに繋がると思う。だから、事業検討の場に参加する対象者に優劣はつけず、同列に表記した方が良い。</p> <p>修正案23頁上段「1. 計画の進め方」について、主語がないので、PDCAサイクルの全ての過程の主語が審議会に見える。冒頭に、中小企業者がどこに関わるか明記したほうが良い。</p>
会長	<p>修正案23頁上段と下段を入れ替えることは、委員の総意としてよいか。入れ替える場合、“2. 事業検討体制”の「効果的な事業を作るため、必要に応じ、審議会がテーマを決め、事業案を募集します」に、「中小企業を中心に」を追記したほうが良い。また、“2. 事業検討体制”に「中小企業者等がグループを結成し、そこで検討した事業案を審議会に提案します」と記載しているので、“1. 計画の進め方”の「本計画に基づき」を削除し、「提案を受けた事業案に対して、糸島市中小企業振興審議会が審議、決定。その案を基に、事業を計画します。提案者は各関係者と連携しながら事業を実行。」というような表現に修正してはどうか。立案にもチェックをかけ、事業案も実施可否のチェック項目も示してあげたうえで、実施に移すと良い。</p> <p>次回の審議会はいつ開催か。事業案募集の開始はいつか。</p>
事務局	次回の審議会では、優先して取り組む施策を決める。次々回の審議会で、事業案の公募を予定している。11月頃に、次回の審議会を開催したい。
会長	<p>施策には、中小企業が主に活動をする案件と、修正案21頁“4. 災害等緊急時の事業継続及び回復に関する施策”（施策1）事業継続計画（BCP）の策定支援の様な、行政が中心となって取り組むべき案件がある。そこを整理し、どの順番でどの様に取り組んでいくか、事務局である程度の素案を検討したうえで、委員に確認してもらいたい形式で進めていきたい。また、市の現状がわからないので、計画に策定している施策が、実際どこまで達成されているかなど、現在の市の状況を情報共有してほしい。事務局は、次回審議会までに、そのあたりの整理は間に合うか。</p> <p>委員に、優先して取り組む案件について、意見徴収しておきたいが、意見はあるか。</p>
委員	優先して取り組む案件について、意見無し。
事務局	優先して取り組む案件の素案と市の現状を整理するならば、11月の次回審議会までに間に合わない。開催時期を遅らせた方が良い。
会長	<p>大まかとしたものであれば、準備できるか。</p> <p>商工会や同友会でも、施策の優先順位を決めてきてほしい。</p>
事務局	大まかであれば準備できる。
委員	商工会では、人材確保として就職面談会を実施している。その他にも、取り組んでいる施策がいくつかある。就職面談会は、効果はあるが、規模が小さい。しかし、糸島ふるさとハローワークが開催するより、商工会が開催したほうが、事業者は就職面

	談会を身近に感じてもらえると思う。
委員	計画を基にした事業は、令和4年度から予算がつくのか。
事務局	予算化できるのは、令和5年度からである。前年度の夏までに事業ができていないと次年度に予算化できない。
委員	ポストコロナ、ウィズコロナ、融資の借り換えによる延長、ICT、に対応していかなければいけないし、就労支援については、1日に数時間勤務、週3日勤務などへ細かい支援はできていない。そういったニーズに対応する事業は、ポストコロナで有力であり、緊急性があると思うが、令和5年度からしか実施できないのはいかがなものか。審議会で立案すると計画に明記しているので、緊急性があるものからすぐに実施した方が良いのではないか。
事務局	ウィズコロナへの対応としては、現在プレミアム付商品券、ウェルカム糸島キャンペーンなどの経済対策を実施している。また、雇用を守る事業者への支援として、雇用調整推進奨励金を交付するなど、審議会とは別に、市で同時に取り組んでいる。ポストコロナへの対応として、この審議会で計画を策定してきた。国は、事業再構築補助金などの各種補助金を交付しているので、市は情報発信をしっかりとしないといけない。このように緊急性がある案件については、国、県、市で取り組んでいる。市の方で進めるべき案件はしっかり取り組み、審議会では、中小企業の構造的な問題に対する具体的な施策を審議し、取り組んでもらいたい。
委員	市は市で取り組み、審議会は別途に令和5年度から事業を検討するということか。市の取り組みを審議会に組み込まなくていいのか。審議会は令和5年度からしか活動しないと受け取られる。市の取り組みを、審議会のPDCAサイクルに位置付けておかないと、市と審議会が別物になることを懸念している。議会対応のときに、“審議会は別物であるから、市と関係ない”と答弁することになると、審議会は何なんだとなりかねない。
事務局	市の取り組みについては、随時、審議会で申し伝える。既に実施している事業の中で、審議会の意見が反映できるものがあれば、審議会で審議していきたいと思う。 令和5年度からしか予算がつかないと申し上げたのは、実施計画の事業のことである。実施計画の事業とは、規模が大きく柱となる事業であり、予算化するには期間が必要になる。 計画を答申する際、立案した事業についてはできるだけ早急に実施してほしいという付帯意見を付けることは可能である。 議会の議決なしで実施できるもの及び少額で実施できるものについては、令和4年度から対応していきたい。
会長	審議会は、1年間活動していないと思われるかもしれない。当初は令和4年度から事業を開始するというスケジュールを想定していた。1年間空いてしまうと少しリスク出てくる。例えば、電子商品券を発行しても、対応できない人がいると利用者は増えないし、電子決済を導入する事業者も増えないというような構造的な問題がある。早く手を打たないと、次に何かしようと思ってもできないことになる。また、啓蒙や



教育支援は、すぐに取り組まないといけない。事業をスムーズに進めていくために必要な基盤の整備は、早期に実施する必要がある。審議会としては、早期実施が可能と思っていたが、事務局の説明では、令和5年度からしか予算がつかないということだった。

個人的には、副委員長が取り組まれている創業・求職のマッチングの様なプラットフォームの仕組みを早急に整備する必要がある。より広域に、人を集めたり、周知するために、プラットフォームの整備を早急に取り組むようにという付帯事項を入れて、答申するのはどうか。

できるだけ令和4年度から審議会で検討した事業が実施できることが第一であり、第二に、制度、システマ的なものを早く立ち上げる取り組みを実施すること。そういう付帯事項をつけて、令和4年度から何らかがスタートできるような体制を考えておくというのはどうか。

委員	審議会を設置している県内市町村でも、実際に審議会が動き出して身になるまで、相当な期間を設けている。個人的には、糸島市も、審議会や事業検討の場がすぐ機能することは難しいと思う。令和5年度からの予算がつくということであれば、その間は準備期間として有益だと思うので、その期間の中で、実際に関わる方々を集め、審議の仕方などの質を上げていければと思う。
会長	危惧していることは、これから並行的に事業を進めていくわけだが、情報が多くて必要な情報がどこにあるかわからなくなってしまうことである。例えば、審議会に関わる案件は、ここに集めて、ここ見れば大体何を行っているか分かるというような仕組みを最低限整備する必要がある。
委員	中小企業や市民にとって、審議会、条例や計画、計画における中小企業・市民の役割などぼんやりとしか理解していないと思う。これから計画が始まるという大事な時期に、それぞれが何をすべきかわかっていないので、情報が集約、整理されている体制づくりを今年中には考える必要がある。
会長	審議会の周知方法として、例えば、委員に、審議会で何をするのかについて10分間のプレゼン動画を作成してもらっても良いと思う。まずは、様々な視点から情報発信をしていかないと伝わらないと思う。
会長	答申には、2つの付帯条件を付ける。 1つ目は、情報通信技術（ICT）の活用支援は、今後の中小企業振興には欠かせないものであり、さらに、ウィズコロナ・アフターコロナへの対応にも必要なものであるため、優先的に実施すること。 2つ目は、中小企業者への支援を確実に実施していくため、中小企業振興に関する情報を、関係者に適切に伝える仕組みの構築を優先的に実施すること。 また、仕組みの中には、意見箱を設置し、質疑応答できるようにしたい。
委員	プラットフォームを閲覧できる対象者は。プラットフォームは既にできているのか。
会長	誰でも閲覧できる。

	提案内容によって、限定公開も可能か。
副会長	可能である。プラットフォームはできていない。
会長	<p>前述の2つの付帯意見を付けて答申するという事でよろしいか。</p> <p>また、ウィズコロナの対応として、審議会で検討した支援案や意見があれば、市に相談することも可能と伺っているので、委員からご提案いただければと思う。</p> <p>修正案からさらに修正する箇所の最終確認をする。*修正箇所に下線</p> <p>13頁（基本施策1）【課題】</p> <p>「●事業者の販売額や収益性を高めるため、経営革新に向けた支援が必要です。」</p> <p>「●経営基盤を強化し、持続的発展を促すため～」</p> <p>13頁（基本施策2）【課題】</p> <p>「●事業者の人材確保のため、求職のための情報提供や面談会の開催、高齢者・女性・障がい者などへの就業機会の確保などの支援策が必要です。」</p> <p>16頁～「●推進する施策」</p> <p>「主な実施主体」→「主な連携・支援機関」に変更。</p> <p>23頁「1. 計画の進め方」⇔「2. 事業検討体制」の掲載位置を入れ替える</p> <p>「1. 計画の進め方」と「2. 事業検討体制」の説明文を修正し整合性を図る。</p> <p>以上を修正し市長に答申するという事でよろしいか。</p>
委員全員	よろしい。

(2) その他

3. その他

(1) その他

委員	10月20日に「知らないと損する糸島市中小企業振興基本計画」という勉強会をZoomにて開催する。内容は、条例、市の現状、計画を進める体制の説明をする。計画に参画、興味持ってくれる方を少しでも増やしたい。ぜひ委員にも参加してほしい。
----	---

■閉会